

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市国民保護対策本部及び川崎市 緊急対処事態対策本部条例(第93号)	3	◇川崎市職員の給料の調整額の支給に 関する規則を廃止する規則(第131 号)	13
◇川崎市国民保護協議会条例(第94号)	4	◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の 一部を改正する規則(第132号)	14
◇川崎市路上喫煙の防止に関する条例 (第95号)	4	◇川崎市契約規則の一部を改正する規 則(第133号)	16
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に 関する条例の一部を改正する条例 (第96号)	5	◇川崎市公債発行条例施行規則の一部 を改正する規則(第134号)	16
◇川崎市立診療所条例を廃止する条例 (第97号)	8	◇川崎市市税条例施行規則の一部を改 正する規則(第135号)	16
◇川崎市立看護短期大学条例の一部を 改正する条例(第98号)	8	◇川崎市小児ぜん息患者医療費支給条 例施行規則の一部を改正する規則 (第136号)	20
◇川崎市立厚生寮条例を廃止する条例 (第99号)	9	◇川崎市介護保険運営協議会規則の一 部を改正する規則(第137号)	24
◇川崎市地区計画の区域内における建 築物に係る制限に関する条例の一部 を改正する条例(第100号)	9	◇川崎市金銭会計規則及び下水道事業 財務規則の一部を改正する規則(第 138号)	24
◇川崎市営住宅条例の一部を改正する 条例(第101号)	12	◇川崎市火災予防規則の一部を改正す る規則(第139号)	25
◇川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部 を改正する条例(第102号)	12	◇川崎市石油コンビナート等における 特定防災施設等及び防災組織等に関 する細則の一部を改正する規則(第 140号)	25
◇川崎市下水道条例の一部を改正する 条例(第103号)	12	告 示	
◇川崎市立学校の設置に関する条例の 一部を改正する条例(第104号)	12	◇道路区域の変更(第538号)	26
◇川崎市立高等学校授業料等徴収条例 の一部を改正する条例(第105号)	12	◇道路区域の変更(第539号)	26
規 則		◇道路の供用開始(第540号)	26
◇川崎市事務分掌規則の一部を改正す る規則(第128号)	13	◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及 び図書の縦覧(第541号)	26
◇川崎市立厚生寮条例施行規則を廃止 する規則(第129号)	13	◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決 定及び図書の縦覧(第542号)	27
◇川崎市助役事務分担規則及び川崎市 長職務代理順序に関する規則の一部 を改正する規則(第130号)	13	◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変 更及び図書の縦覧(第543号)	27
		◇結核予防法による指定医療機関の指 定(第544号)	27
		◇自転車等の撤去と保管(第545号)	27
		◇川崎都市計画高度地区の変更及び図 書の縦覧(第546号)	28

川崎市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路、川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例第20号)第3条に規定する駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に係る意識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域)

第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(重点区域における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下

の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条、次項及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例の一部改正)

2 川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(平成7年川崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。第9条中「罰金」を「過料」に改める。

(川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行前にした川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例第7条に規定する散乱防止重点区域内における同条例第6条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第96号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 オゾン層破壊物質の排出防止(第126条・第127条)」

を

「第3節 オゾン層破壊物質の排出防止(第126条・第127条)」

第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減(第127条の2～第127条の17)」

に改める。

第12章の次に次の1章を加える。

第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減
(建築主の責務)

第127条の2 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境配慮指針)

第127条の3 市長は、前条に規定する者が行う建築物に係る環境への負荷の低減を図るための取組を支援す

るため、建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置その他の措置（以下「環境負荷低減措置等」という。）について配慮すべき事項及び当該環境負荷低減措置等についての建築物に係る環境への負荷の低減等の性能（以下「環境性能」という。）の評価の方法に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

（特定建築物環境計画書の作成等）

第127条の4 床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が5,000平方メートルを超える建築物であって規則で定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項
- (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

2 市長は、特定建築物環境計画書の提出があったときは、前項第2号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項（以下「計画書公表事項」という。）について公表するものとする。

（特定建築物環境計画書の変更の届出等）

第127条の5 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第1号、第2号又は第6号に掲げる事項について変更をしたときは、特定建築物環境計画書を提出した者（特定建築主に変更があった場合にあっては、変更後の特定建築主。以下同じ。）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、特定建築物環境計画書を提出した者は、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による変更の届出があった場合であって、当該届出に係る事項が計画書公表事項であるときは、当該変更後の計画書公表事項について公表するものとする。

（新築等の取りやめの届出等）

第127条の6 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等を取りやめたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による取りやめの届出があったときは、特定建築物の新築等を取りやめた日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

（工事完了の届出等）

第127条の7 特定建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、特定建築物の新築等に係る工事が完了した日その他の規則で定める事項について公表するものとする。

（特定外建築物環境計画書の作成等）

第127条の8 床面積の合計が5,000平方メートル以下の建築物であって規則で定める建築物（以下「特定外建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定外建築主」という。）は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書（以下「特定外建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。

- (1) 特定外建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定外建築物の名称及び所在地
- (3) 特定外建築物の概要
- (4) 特定外建築物に係る環境負荷低減措置等に関する事項
- (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

2 第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定は、特定外建築物環境計画書の提出があった場合について準用する。この場合において、第127条の4第2項及び第127条の5から前条までの規定中「特定建築物環境計画書」とあるのは「特定外建築物環境計画書」と、第127条の5から前条までの規定中「特定建築物の」とあるのは「特定外建築物の」と、第127条の5第1項中「特定建築主」とあるのは「特定外建

築主」と読み替えるものとする。

(分譲共同住宅環境性能表示基準の設定等)

第127条の9 市長は、特定建築物及び特定外建築物のうち、その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物であってその共同住宅の用途に供する部分の販売を目的として新築等をする建築物（以下「分譲共同住宅」という。）に係る環境性能の評価を表記した標章（以下「分譲共同住宅環境性能表示」という。）の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

(特定分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅環境性能表示の表示等)

第127条の10 特定建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者（以下「特定分譲共同住宅建築主」という。）は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示しなければならない。

2 特定分譲共同住宅建築主は、他人に分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合において当該販売の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「販売受託者」という。）が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第127条の11 特定分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明)

第127条の12 特定分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(特定外分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅環境性能表示の表示等)

第127条の13 特定外建築物環境計画書を提出した者のうち、分譲共同住宅の新築等をしようとする者（以下「特定外分譲共同住宅建築主」という。）は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に分譲共同住宅環境性能表示を表示することができる。

2 特定外分譲共同住宅建築主は、その販売受託者が分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲共同住宅環境性能表示を表示させることができる。

3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(特定外分譲共同住宅建築主による分譲共同住宅環境性能表示の表示の届出)

第127条の14 特定外分譲共同住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲共同住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲共同住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

(特定外分譲共同住宅建築主等による環境性能の説明)

第127条の15 特定外分譲共同住宅建築主及びその販売受託者は、分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の販売をしようとするときは、当該分譲共同住宅の共同住宅の用途に供する部分の購入をしようとする者に対し、当該分譲共同住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

(環境負荷低減措置等に係る指導等)

第127条の16 市長は、建築物環境配慮指針を勘案し、特定建築物環境計画書を提出した者又は特定外建築物環境計画書を提出した者に対し、当該特定建築物又は特定外建築物に係る環境負荷低減措置等について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、特定分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者又は特定外分譲共同住宅建築主若しくはその販売受託者（以下「特定分譲共同住宅建築主等」という。）に対し、当該分譲共同住宅について第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅の分譲共同住宅環境性能表示の表示について、必要な指導及び

助言を行うことができる。

- 3 市長は、特定分譲共同住宅建築主等に対し、当該分譲共同住宅について第127条の12又は第127条の15の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲共同住宅に係る環境性能の説明について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(特定建築主等への勧告等)

- 第127条の17 市長は、特定建築主又は特定外建築主(以下「特定建築主等」という。)が、第127条の4第1項、第127条の5第1項若しくは第2項(第127条の8第2項において準用する場合を含む。)、第127条の11又は第127条の14の規定に違反していると認めるときは、当該特定建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、特定分譲共同住宅建築主等が、正当な理由がなく前条第2項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第127条の10第1項若しくは第2項又は第127条の13第1項若しくは第2項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定分譲共同住宅建築主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定は適用しない。

- 3 施行日から起算して21日が経過する日までの間に、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物に係る新条例第127条の4第1項及び第127条の8第1項の規定の適用については、これらの規定中「建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日

の21日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(平成17年川崎市条例第96号)の施行の日以後速やかに」とする。

川崎市立診療所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第97号

川崎市立診療所条例を廃止する条例

川崎市立診療所条例(昭和28年川崎市条例第53号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市立看護短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年12月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第98号

川崎市立看護短期大学条例の一部を改正する条例

川崎市立看護短期大学条例(平成6年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表の1 入学選考料等の表中

年 額	379,200円
1 単位	14,400円
1 単位	14,400円
1 単位	14,400円
月 額	28,900円

を

年 額	390,000円
1 単位	14,800円
1 単位	14,800円
1 単位	14,800円
月 額	29,700円

に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市立厚生寮条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年12月22日